

高知県社会福祉協議会行動計画

本会の職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備に向けて、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年9月1日～令和7年8月31日までの 2年間

2. 内容

目標1：時間外労働を削減するため、ノー残業デーを設定のうえ実施する。

<対策>

- 令和5年9月～ 毎月の給与支給日及び毎週水曜日並びにボーナス支給日にノー残業デーを実施
- 令和5年9月～ 局内会議（課長会）で周知を行う。
実施当日は、メールにて各職員へ周知するとともに、終業時間に所属長及びグループ長から声掛けして退出を促す。

目標2：全員の年休取得率を60%以上とするため、積極的な年休取得を推進する。

<対策>

- 令和5年9月～ 7月、10月、1月の初めに所属長が職員の取得率を確認し、6月末時点で15%、9月末時点で30%、12月末時点で45%以上の取得率に達していない職員については、所属長から個別に年休の取得を促す。